



今回のテーマ



高齢者虐待

高齢者虐待とは、65 歳以上の高齢者に対して、一緒に住んでいる家族、親族あるいは高齢者福祉施設やサービスを提供している事業所の職員が、人としての尊厳を保てない状態にすることです。



《介護・世話の放棄・放任》

- ・十分な食事を与えない、長時間放置するなどの世話の放任
- ・オムツを交換しない
- ・必要な介護サービスを理由もなく利用させない

《身体的虐待》

- ・外傷を負わせたり、負わせるような暴力をふるうこと
例) 叩く、つねる、ベッドに縛り付ける

《心理的虐待》

- ・著しい暴言や拒否的な対応により、精神的な苦痛を与えること
例) 怒鳴る、ののしる、排泄の失敗を嘲笑する、無視する

《経済的虐待》

- ・高齢者の家族や親族が、高齢者の財産を不当に処分したり、金銭を使わせないようにするなど



《性的虐待》

- ・高齢者に性的な嫌がる行為をすること
例) 排泄の失敗に対し懲罰的に下半身を裸にして放置する

気づかずに虐待してしまうことも

- ・「虐待している」自覚がない場合が多いです。
- ・“高齢者のために”と思ってやっていることが虐待につながっていることもあります。
- ・介護負担に加え失業中で経済的に困って、本人の承諾なく年金等の収入を使い込んでしまうことも虐待になります。
(経済的虐待)
- ・当事者の自覚の有無にかかわらず、不適切な対応は虐待です。

虐待者＝悪者 ということではありません

高齢者虐待の背景には様々な要因があります。そのため、介護保険サービス等の利用を通じて、被虐待者を守ることと同時に、虐待者への支援も必要です。

高齢者虐待発見チェックリスト

●高齢者からのサイン

身体に小さな傷が頻繁にみられる	
「怖いから家にいたくない」等の訴えがある	
不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠)を訴える	
おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる	
無力感、あきらめ、投げやりな様子になる	
急に怯えたり、恐ろしがったりする	
経済的に困っていないのに利用負担のあるサービスを利用したがない	
預貯金が知らないうちに引き出された、通帳が取られたと訴える	
部屋に衣類やおむつなどが散乱している	
寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる	
昼間でも雨戸が締まっている	
薬や届けたものが放置されている	

●介護者からのサイン

他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法等変なこだわりがみられる	
高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する	

●地域からのサイン

郵便物や玄関先等が、1週間前の手紙や新聞でいっぱいになっていたり、電気メーターがまわっていない	
家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、ひとり分のお弁当を頻繁に買っている	

「東京都高齢者虐待マニュアル」より

○が点いた項目が多いほど、虐待の可能性が高いです

思い当たることがあったら、地域包括支援センターにご相談ください



地域全体で見守り
支えていくことが
重要です

福祉・介護に関するご相談は、お気軽に下記どうぞ

知立市東部地域包括支援センター	ハツ田町泉 43	☎ 0566-82-8855
知立市西部地域包括支援センター	新林町北林 44	☎ 0566-81-8880
ヴィラトピア知立在宅介護支援センター	山屋敷富士塚 1-336	☎ 0566-83-2022
在宅介護支援センターほほえみの里	昭和 2-4-3	☎ 0566-85-2532